

成田市「部活動の地域移行」に関するQ & A

成田市教育委員会

これは、令和6年1月現在の状況で作成しているため、今後の事業の進捗状況や国及び県の動向に応じて、変更される部分も生じる可能性があることをご了承ください。

【活動形態について】

Q1：地域移行では、すべての部活動が地域に移行されるのですか。

A1：中学校・義務教育学校（以下、「中学校」）のすべての休日部活動が対象です。スポーツ庁・文化庁では、令和5～7年度を改革推進期間として段階的に移行することを示しています。千葉県でも国に準じて令和8年度以降、休日は、部活動ではなく地域クラブとして活動する体制の整備を目標としています。成田市では、令和5年度9月から市のモデル事業として一部の競技（柔道）において先行実施しています。平日部活動の地域移行については、休日部活動の進捗状況や国や千葉県から示される指針等に鑑みながら、今後、さらに検討していくことが必要となります。

Q2：部活動が地域に移行されると何がかわるのですか。

A2：休日の地域クラブは学校管理下外の活動となりますが、平日の部活動はこれまで通りの活動となります。大会参加については、当面、大きな混乱を避けるため、学校単位を前提として活動するケースが多くなるかもしれませんが、将来的には、学校部活動の形に捉われない、既存のピアノ教室や書道教室等と同じ「習い事」になることを想定しています。

Q3：部活動を地域移行することで、どのようなメリットとデメリットが考えられますか。

A3：[メリット（期待できること）]

- ① 部活動では開設されていない種目についても、指導者と活動場所が確保できればクラブとして開設できます。それによって、生徒は選択の幅が広がる可能性があります。
- ② 休日の指導を希望しない教員は、土日が従来通り休日の扱いとなります。
- ③ ゆくゆくは、同じスポーツや文化活動を楽しむ集まりで活動することを想定していますので、幼児から高齢者等、幅広い世代の交流につながります。

[デメリット（課題となること）]

- ① 活動には参加費がかかり、保護者の経済的負担が生じます。（「習い事」となるため）
- ② 平日（部活動）と休日（地域クラブ）で指導者が異なる可能性もあります。
- ③ 指導者を確保できるかにより、生徒のニーズに応えられるかが決まります。

Q4：市でコーディネーターを立てず、業者委託をしたのはなぜですか。

A4：本市の学校規模（学校数・部活動数・部活動加入生徒数）を考えると、本事業を市の一部局が担当し推進することは困難であるため、業者（以下、「運業者」）に委託しモデル事業としました。業者委託することにより、顧問が行っていた休日の部活動運営、部費の徴収と管理などの業務がなくなる、または軽減されると考えます。

Q5：地域クラブ指導者の指導資格や研修について、どう考えていますか。

A5：指導資格は、競技によって取得の必要性の有無が異なるため、実態に応じて対応します。また、指導経験の有無に関わらず、幅広い人材が必要となることが想定されるため、指導者研修については必要であると考えています。

Q6：地域クラブの指導者の確保は、どうするのですか。

A6：成田市スポーツ協会や総合型スポーツクラブ、また地域のクラブチーム、千葉県の人材バンク、近隣大学、学校等と連携しながら、地域の指導者や兼職兼業を希望する教員などにより人材を確保する予定です。

Q7：休日の活動機会を整備ができない場合はどうなるのですか。

A7：「休日活動なし」という選択肢が考えられます。ただ、平日の部活動顧問が引率（特殊業務手当支給）することができる場合は、主要な大会やコンクールにのみ参加できる可能性があります。しかし、平日の部活動としての運営も困難となることが予想される場合は、適切な部活動数に見直す必要があります。

Q8：小学校の教員が地域クラブの指導者となることは可能ですか。

A8：可能です。小・中・義務教育学校で兼職兼業を希望する教員については、服務監督教育委員会（成田市立学校は成田市教育委員会）が許可を出すこととなりますので、指定の様式にて必要書類を提出して承認を得る手続きが必要です。

Q9：兼職兼業を導入するということは、教員の働き方改革の真逆にならないですか。

A9：休日の指導を望まない教員等に（間接的であっても）兼職兼業申請を促すメッセージが伝わらないよう配慮が必要です。“休日に教員等が部活動に関与する必要はない”という新たな常識の定着を図りつつ、休日の指導を希望する教員等のやりがいや喪失させないよう整備されたものです。

Q10：地域クラブ指導者の謝金は、いくらですか。

A10：令和5年度のモデル事業期間中は、時給 1,600 円（日給上限 4,800 円）、大会引率は、日給 5,100 円としています。1時間の指導に対する謝金は、県の事業である部活動指導員と同程度に設定しています。どちらも交通費込となります。

Q11：生徒の地域クラブへの参加はどのようになりますか。

A11：市内の中学生であれば、どの地域クラブにも在籍することができます。練習環境に応じて人数の制限は設けられる場合があるものの、生徒は参加する団体を選ぶことができます。希望参加であるため、中学校で所属している部活動とは異なる種目へ参加することや、休日は地域クラブに参加せずに学習時間を増やしたり、家族や友人と過ごす時間を増やしたりすることも考えられます。また、部活動には所属せず休日の地域クラブのみに参加することもできます。

Q12：地域クラブでは、他市の生徒の受け入れ、小学生の受け入れは行うことはできますか。

A12：モデル事業期間は、地域クラブに参加できる生徒を「市内の中学校に通う生徒」と限定しています。そのため現在は、他市の生徒の受け入れを考えておりません。小学校の児童の参加も同様です。地域クラブ活動への本格移行後は、どちらも参加費を負担いただいたうえで参加可となることを予定しています。

Q13：休日の地域クラブの活動回数や時間はどのくらいですか。

A13：土日のいずれかで“1日3時間程度”が基本となると考えます。令和5年3月に示された千葉県の「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」では、学校部活動に準じ、活動時間を遵守し、休養日を設定するとされていることから、部活動ガイドラインの適用範囲内での活動となります。

Q14：地域クラブとして、中学校体育連盟等が主催する大会に出場することができますか。

A14：令和5年度より、中学校体育連盟主催の大会に地域クラブでの出場が可能になりました。千葉県内の大会についても、同様です。その他、種目や連盟により条件等が定められておりますので、詳細については、各連盟や専門部から出されている要項等の確認が必要となります。なお、出場登録の際に、学校または地域クラブ等を選択することになりますので、いずれか1チーム(団体)からしか出場できないことについては留意が必要です。

Q15：休日は地域クラブで活動していても、大会等には学校の部活動で参加することはできますか。

A15：平日に学校の部活動をこれまで通り行っている場合、学校の部活動として大会等に参加することは可能となります。学校での部活動が単独でチームを組めないなどの状況にあった場合も、合同チーム(複数校でチームを編成)として学校の部活動で参加することも可能です。ただし、合同チームでの参加については各大会規定等を確認する必要があります。また、A14で記載のとおり、地域クラブにも参加している場合、大会にはいずれか1チームからしか出場できないことにも留意が必要です。ただし、成田市においては、混乱を避けるため当面の間は大会等への参加は学校単位が多くなる可能性があります。

Q16：中体連等の連盟主催以外の地方大会等へ、地域クラブから参加することはできますか。

A16：大会等により参加条件が異なるため、各大会等の主催者への確認が必要となります。

Q17：平日の部活動顧問と休日のクラブ指導者との連携は、どのように行うのですか。

A17：顧問と指導員とで指導方針や生徒に関する指導上の情報を共有することは大変重要です。そのため、運営者が、メール等でやり取りができるシステムを準備しており、その利用により連携が図れるものと考えています。

Q18：地域クラブの活動に対する問い合わせ等の窓口は設置されますか。

A18：地域クラブの問い合わせ窓口は、運業者となります。問い合わせは、基本的にはメールで受け付けます。内容等については、運業者から地域クラブ指導者へ連絡することになっています。

Q19：地域クラブでの活動は、参加費用が掛かりますか。

A19：事務局となる団体のクラブ運営に必要な経費については受益者負担が原則となるため、令和7年9月以降については、一定の参加費（年会費や月会費）が掛かります。今後は、先行的に取り組んでいる自治体を参考に、運営するために必要な適正金額を検討していきます。

Q20：モデル事業で先行実施する地域クラブ活動でも、参加費用が掛かりますか。

A20：モデル事業は国（R5 はスポーツ庁）からの委託事業であるため、予算措置がなされています。また、モデル事業期間中は成田市の予算も活用することで、保護者から年会費及び月会費をいただかない形で実施します。

Q21：経済的に困窮する家庭に対して地域クラブに参加するための費用の減免等の措置はありますか。

A21：国でもそれらの減免措置への検討がなされていますが、具体的な措置については未定です。成田市でも予算措置等を検討していますが、今後の国や県の動向を見ながら、さらに具体的な方策等について検討していきます。

【施設設備等について】

Q22：地域クラブでは、活動場所はどこになるのですか。

A22：モデル事業期間中は、学校施設が活動場所となることを想定しています。将来的には、学校施設以外で、交通の便の良い施設を利用することも考えられます。

Q23：地域クラブでは、活動で使用する設備・器具・用具等はどうするのですか。

A23：学校施設を活動場所とすることを想定していることから、球技のゴールやネットなど持ち運びのできない設備・器具については、活動場所となる学校のものを使わせていただくようお願いします。消耗品については、各団体又は個人で準備をお願いします。

Q24：学校施設・設備の使用上のきまりや破損にはどう対応するのですか。

A24：使用上のきまりについては、学校開放使用団体に周知しているきまりと同様に、運業者を通じて地域クラブ指導者に周知徹底します。万が一、学校施設・設備を破損した場合は、地域クラブ指導者は学校及び運業者に報告し、運業者から市教委へ報告されます。修繕については、指導者や生徒が加入している賠償責任保険等で対応することも考えられます。

Q 2 5 : 文化系の地域クラブには、音楽室や図書室など貸し出すのですか。

A 2 5 : 文化系地域クラブの活動場所として、学校の特別教室等を貸し出すことは、警備システムの解除・施錠、鍵の管理、盗難の防止、学校職員の配置等、管理上の課題が多いのが現状です。そのため、文化部の地域移行については、他市町村の取り組みを参考に実施方法を検討していきます。

Q 2 6 : PTA 会費（部費や活動補助金）について、平日の学校部活動への補助や地域クラブ活動への補助の扱いは、どうなりますか。

A 2 6 : 平日の部活動が行われていて、学校単位で大会に参加するのであれば、補助を受けることに支障がないと判断されるケースもあると思いますが、PTA 本部との協議や PTA 総会での承認は必要かと思えます。

【事故等の対応について】

Q 2 7 : 地域クラブの活動中のトラブル対応は、どうなりますか。

A 2 7 : 地域クラブ活動中のケガ・事故・生徒間トラブル等については、地域クラブ指導者が対応します。それらの対応については、地域クラブ指導者が運営業者に報告し、運営業者から学校および市教委へ報告されます。

Q 2 8 : 指導者として従事する場合、保険の加入は必要ですか。

A 2 8 : 指導者についても、指導中の事故等が想定されますので適切な保険に加入する必要があります。教員が兼職兼業で従事する場合でも、学校管理下の事故にはなりませんので、別途、保険に加入する必要があります。内容についても、指導者としての指導や審判等の活動まで保障するものであることが望ましく、参加生徒同様に運営団体を通して加入することが適切であると考えます。

Q 2 9 : 地域クラブの活動で「ケガ・事故」があった場合の対応は、どうなりますか。

A 2 9 : 地域クラブ活動は、日本スポーツ振興センター保険の適用外となりますので、モデル事業期間については、地域クラブ指導員及び参加生徒は、スポーツ安全保険に加入し、その費用のうち 800 円を市が補助します。

Q 3 0 : 地域クラブ指導者への研修（指導法・不祥事防止など）は考えていますか。

A 3 0 : 部活動のみならず、塾などでも生徒に対する指導者の不適切な関わりから発生する事件が報道されており、指導者への研修は、安全・安心な地域クラブ活動運営のために、必要不可欠と考えております。参集型の研修が難しい場合は、WEB 研修の実施などを運営業者と検討します。

Q 3 1 : 地域クラブの活動では、保護者が守るべきルールについて周知しますか。

A 3 1 : 平日の学校部活動とは異なるため、活動前後の移動中の安全確保や犯罪対策、大会等の引率や応援、活動場所の駐車場利用、個人情報の扱い、トラブル対応の窓口等について確実に周知し、徹底できるよう運営業者と検討し対応します。

Q 3 2 : 地域クラブの活動に対する問い合わせに、学校が対応することはないですか。

A 3 2 : 地域クラブの問い合わせ対応窓口は、A 1 8 でもお答えしたとおり、運営業者となります。問い合わせの窓口については、市の HP などにより活動に参加する家庭以外にも広く周知していきます。

【その他】

Q 3 3 : 地域クラブに参加するために、指定学校の変更はできますか。

A 3 3 : 地域クラブに参加することで、指定学校の変更はできません。これまでと同様に、学区の指定校に希望する部活動がなく、その部に入部を希望する場合において、その部を有する最も近くの学校への変更が認められます。(令和 7 年度以降については未定)

Q 3 4 : 地域クラブに参加する場合の「大会出場補助金」は、どうなりますか。

A 3 4 : 小中体連主催の大会への出場については、これまでと同様に、市から補助します。補助額は、活動拠点とする学校から大会会場まで公共交通機関を利用した額になります。なお、地域クラブで大会に参加している場合の申請については、地域クラブから運営業者を通じて行うよう調整します。

Q 3 5 : 地域移行のことがよく分からない、地域住民への周知はどのようにされているのですか。

A 3 5 : 地域移行の概要については、これまでも市の広報誌や HP で周知してきましたが、実証事業のスタートに合わせ、学校関係者への周知、対象となる保護者への説明会を実施するとともに、今後は学校を通してリーフレットの情報提供や HP での進捗状況の掲載を予定しています。